

応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査結果 を踏まえた対応について

(応急仮設住宅の居住環境等に関する P T 中間報告書)

平成 23 年 10 月 21 日

応急仮設住宅の居住環境等に関する P T

1. これまでの経過

- 応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームは、応急仮設住宅の入居者の居住環境を中心とした課題を把握し、これらの課題に対して、関係府省庁・関係地方自治体が連携して講ずべき対応策を検討するため、本年 8 月 4 日に開催されたもの。
- その後、応急仮設住宅を設置する市町村及び応急仮設住宅の入居者に対して、応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施し、本年 9 月 30 日に開催した第 2 回会合において、この結果を報告し、検討を行ったものである。

(参考) アンケート調査の対象

- ・市町村調査：応急仮設住宅を設置する全市町村（50 市町村）
- ・入居者調査：応急仮設住宅に入居する 3, 231 世帯（※）

このうち、有効回答数 2, 013 世帯（約 62%）

(※) 各県の団地数を考慮し、各団地から、その規模に応じて抽出

- 今般、関係府省庁及び関係地方自治体との調整を行い、これらの課題に対する国としての対応方針案を取りまとめたので、報告する。

2. 各課題への対応方針

(1) 応急仮設住宅の構造設備面に係る課題について

<基本的な考え方>

- アンケート調査においては、応急仮設住宅のそれぞれの部位ごとに様々な課題が提起された。
- これらの課題の中には、応急仮設住宅の構造本体に関わるものなど、これから改善措置を講ずることが困難な課題も含まれているが、早急に改善措置を講ずべきものも含まれており、優先順位をつけた上で、順次改善措置を講ずることとする。なお、構造本体に関わる課題については、今後の応急仮設住宅の仕様上の課題として整理する。

○また、改善措置の実施に要する経費については、災害救助法による国庫負担の対象とする。

<具体的な対応方針>

○応急仮設住宅の構造設備面に係る課題に対しては、それぞれの課題ごとに、災害救助法の国庫負担の対象とする追加工事等の内容（別添①）を各県に対して提示する。

（追加工事等の内容）

- ①寒さ対策に係る課題（断熱材の追加、居室への畳の設置、エアコンの追加整備 等）
- ②バリアフリー対策に係る課題（砂利道となっている通路の舗装 等）
- ③防火防犯対策に係る課題（外灯の増設、消火器の各戸設置等）
- ④雨風対策に係る課題（玄関先への風除室の整備、通路における側溝の整備 等）
- ⑤その他の課題（集会所・談話室の追加設置、居室・玄関の網戸の設置 等）

○各県においては、提示した追加工事等について、それぞれの団地ごとの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施するものとする。

<各団地における点検の実施>

- 別添①に掲げられた追加工事等が適切に各団地において実施されるよう、別添②の様式により、各市町村・県においてその実施状況の点検を行う。
- また、その状況については、定期的にPTとして報告を求めるとともに、公表する。

（２）応急仮設住宅の立地状況に係る課題について

<基本的な考え方>

- 日常の買い物の利便性や病院、診療所への通院の利便性など、応急仮設住宅の立地状況については、総じて約4割の入居者から『不便』との回答が寄せられている。
- これらの応急仮設住宅の立地状況に係る課題への対応としては、①入居者の移動手段の確保、②入居者が必要なサービスや商品等をお届けする手段の確保、③入居者が必要なサービスや商品等を身近に提供する場の確保が考えられる。

- このため、各府省庁の現在の取組や平成23年度第3次補正予算案で対応することとしている取組を、これらの類型に分類した上で、各県に示すこととする。

<具体的な対応方針>

- 応急仮設住宅の立地状況に係る課題への各府省庁の具体的な取組内容は別添③のとおりである。

(例) 買い物を支援するための取組

- ①入居者の移動手段の確保に係る取組
 - 応急仮設住宅からスーパーや商店へのバスの運行の支援
- ②入居者に必要な商品等をお届けする手段の確保に係る取組
 - NPO法人等による買い物の代行の支援
 - 生活協同組合における宅配手数料の減免や移動販売の実施等
- ③入居者が必要な商品等を身近に提供する場の確保に係る取組
 - 仮設店舗の整備

- 応急仮設住宅の立地状況については、応急仮設住宅のある団地によって様々であるため、実際にどのような取組を進めるのかについては、各県と最も身近にある市町村が協調して、国における施策やそれぞれの団地の状況を踏まえ、具体的対応等を検討していく必要がある。
- その際、今回のアンケート調査でも明らかとなったように、各市町村の応急仮設住宅の立地状況に係る認識と、実際の入居者の認識とで違いがあることについて、各県・市町村は十分に留意することが必要である。

(3) その他現在入居者が困っている課題について

<基本的な考え方>

- 応急仮設住宅の入居者が現在困っていることについては、以下の6つの類型ごとに様々な課題が提起された。

(アンケート調査における類型)

アンケート調査においては、①経済面、②仕事(雇用)、③学校、④健康面、⑤近所付き合い、⑥その他に分けて、それぞれについて、入居者の方が現在困っていることについて調査するという方法で行った。

- これらの課題に対しては、各府省庁の現在の取組や平成23年度第3次補正予算案で対応することとしている取組を、それぞれの類型ごとに分類した上で、各県に示すこととする。

<具体的な対応方針>

- 応急仮設住宅の入居者が現在困っている課題への各府省庁の現時点での具体的な取組内容は別添④のとおりである。

○なお、今回のアンケート調査で提起された課題の多くは、応急仮設住宅の入居者に限ったものではなく、広く被災者が抱えている課題でもある。このため、その対策については、当面の取組として、別添④に掲げられるものを各府省庁や関係地方自治体とで連携して進めつつ、更に復興に向けた取組の中で、幅広く対応していくこととしたい。

※（２）及び（３）に掲げた取組の対応状況については、定期的にPTとして報告を求めるとともに、公表する。

（４）（１）～（３）を総括したポイントは以下のとおり。

応急仮設住宅の居住環境等に改善に向けた対応（ポイント）

1. 応急仮設住宅のハード面に係る改善措置

寒さ対策、砂利道の舗装や玄関の段差解消等のバリアフリー対策、防火防犯対策等のための追加工事等を、各県において、団地ごとの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施し、その実施状況を点検。

2. 買い物を支援するための取組

応急仮設住宅からスーパーや商店へのバスの運行の支援、生活協同組合における宅配手数料の減免や移動販売の実施、NPO法人等による買い物の代行の支援、仮設店舗の整備等の取組を実施

3. 通勤・通学・通院を支援するための取組

通勤・通学・通院の支援は、応急仮設住宅から学校、病院等へのバスの運行の支援、仮設の診療所の整備等の取組を実施

4. 生活費がない、仕事がないといった課題への対応

生活費については、被災者生活再建支援金や義援金の支給、生活福祉資金貸付や災害援護資金貸付により対応。学費や税金、保険料等の減免措置等も実施。また、被災した失業者の雇用機会を確保するための事業や、農業や水産業に従事する者に対する支援を実施

5. 子どもの生活環境の改善に向けた取組

保育所の施設整備に対する補助や、津波被害を受けた学校の移転復旧に対する支援、学校の耐震化を促進するための事業を実施

6. 入居者の健康面の課題への対応

入居者の健康面については、応急仮設住宅での生活の長期化等による健康状態の悪化を防止するため、保健師や管理栄養士等による巡回訪問等の支援の実施や、精神保健福祉士、看護師、臨床心理士等による訪問の実施、研修を受けた地域住民からなる「健康生活サポーター（仮称）」による訪問や健康相談の実施など、継続的な心のケアを実施

3. 今後の応急仮設住宅での居住支援体制の構築に向けた取組

- 今後、各地で復興の取組が進み、応急仮設住宅での生活が一刻も早く解消されることが望まれるが、被災者の抱える状況や地域によっては、やむを得ず応急仮設住宅での生活が長期化するおそれもある。
- このため、今後とも、上記の取組に併せて、以下の点を重視した居住支援体制の構築を図ることが重要である。

(1) 団地ごとの「個別対応」の重要性

- 各団地は、今回のアンケート調査結果からも明らかとなったように、立地・構造設備・入居者の状況が大きく異なっている。応急仮設住宅での生活が長期化するおそれがある中で、入居者の方が抱える課題も団地ごとに大きく異なってくる可能性が高い。
- このため、団地間の格差の解消を図る一方で、団地ごとの課題を解決していく「個別対応」の考え方が重要である。

(2) 団地ごとの「コミュニティ」の構築

- 各団地における「コミュニティ」の構築に向け、まずは、それぞれの団地ごとを基本として自治会組織を構築し、自治会組織において、応急仮設住宅の入居者が抱える課題等の情報集約を図り、自ら主体的に課題の解決を図っていくことが必要である。
- 応急仮設住宅の各団地における自治会組織については、既に、市町村の支援により立ち上げる動きも見られるが、入居者が応急仮設住宅で孤立化することを防止する観点からも、自治会組織の立ち上げを急ぐ必要がある。

(参考) 被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における自治会の設置状況(10月14日現在)

	岩手県	宮城県	福島県	合計
設立済	163(51.7%)	156(39.6%)	128(76.6%)	447(51.0%)
地域の自治会への組込み	23(7.3%)	63(16.0%)	6(3.6%)	92(10.5%)
設立準備中	127(40.3%)	167(42.4%)	29(17.4%)	323(36.9%)
未設置	2(0.6%)	8(2.0%)	4(2.4%)	14(1.6%)
建設中又は未入居	4	6	18	28
合計	319	400	185	904
(参考) 全団地数	319	400	172	891

※福島県は、一団地に複数の自治会が設置されているケースがあるため、自治会数が団地数を上回っている。

(3) 行政としての支援体制の強化

○コミュニティの構築を進める一方で、行政としての支援体制を強化する必要がある。自治会組織の立ち上げが遅れている団地はもちろんのこと、自治会組織が設置された団地であっても、その機能が十分に発揮できるよう、市町村を中心とする支援体制は不可欠である。

○こうした観点から以下のような取組が重要である。

ア 入居者のニーズや要望を丁寧にくみ上げ、行政サービスにつなげる仕組み

・ サポート拠点の設置・運営

応急仮設住宅における高齢者・障害者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス等の総合的な機能を有するサポート拠点の設置・運営

・ 入居者同士での交流や見守り等の活動の支援

それぞれの団地の入居者が「絆」やつながりを持ち続けることができるよう、集会所等を活用して、市町村やNPO法人等が、住民ニーズの把握や、見守り等の支援体制の構築、関係者間の総合調整等の一体的な取組の支援

イ 応急仮設住宅の入居者のデータベースの構築等

・ 応急仮設住宅に入居されている方への支援を継続的・効果的に行うために、団地ごとに、入居者の方の情報等を把握し、データベース化する。

・ こうしたデータベースの構築は、地方自治体が行うことが必要となる。既にこうした取組を進めている地方自治体の先例も十分に踏まえながら、今後、国と地方自治体が協力して、データベースとする情報の内容や、データベース化した後の情報共有の在り方等について検討を進めていく。

・ また、その際には、民間賃貸住宅等を応急仮設住宅として各県が借り上げている場合についても含めて検討を行っていくこととする。